

平成15年度に実施した特定保険医療材料価格調査について

1. 趣旨

健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその購入価格(材料価格基準)」の改定等の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関及び歯科技工所に販売する医療用具販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成15年5月から同年9月取引分を対象とし、平成15年10月1日から同年10月31日の間で実施(ただし、ダイアライザー、フィルム及び歯科材料については、平成15年9月取引分のみを対象)。

3. 調査の対象及び客体

(1) 販売サイド調査(回答率66.4%)

保険医療機関及び歯科技工所に特定保険医療材料を販売する医療用具販売業者の全数(ただし、トンネル卸は除く)。

調査客体数 5,167客体

(2) 購入サイド調査(回答率58.3%)

① 病院及び一般診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院を層化無作為抽出法により一定率で抽出された客体。

調査客対数 2,303客体(回答率67.9%)

イ 一般診療所を層化無作為抽出法により一定率で抽出された客体。

調査客体数 1,210客体(回答率47.1%)

② 歯科診療所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により一定率で抽出された客体。

調査客体数 1,099客体(回答率51.5%)

③ 歯科技工所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により一定率で抽出された客体。

調査客体数 125客体(回答率45.7%)

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売(購入)価格及び販売(購入)数量を調査。

保険医療材料制度に関する今後の検討の進め方について

- 今後検討すべき事項として以下が考えられるがどうか。
- 保険医療材料専門組織においても、問題点が指摘されているところであり、一度、保険医療材料専門組織において整理をしていただき、報告いただいて上で、検討を進めることとしてはどうか。

1 内外価格差の是正

内外価格差については従来からその問題点が指摘されているところであり、これまで機能別分類の見直し、外国価格調整の導入により、その是正に取り組んできたところである。しかし、依然、内外価格差の存在が指摘されていることから、現行制度がより実効性のあるものとなるよう検討してはどうか。

2 機能区分の見直し

機能区分については、臨床上の利用実態を踏まえ、より適切なものとなるよう検討してはどうか。技術とモノの分離という考え方に沿って、特定保険医療材料として評価することが適当な保険医療材料について、機能区分を設定することとしてはどうか。

3 材料価格調査

材料価格調査を例年通り行うことにしてはどうか。

4 その他